

社会资本整備審議会 建築分科会

平成16年3月16日

国土交通省特別会議室(11F)

開 会

【事務局】

おはようございます。本日はお忙しい中御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

○○でございます。事務局を務めさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

配付資料確認

【事務局】

まず開会に先立ちまして、お手元にお配りをしております資料の確認をさせていただきたいと思います。

お手元の配付資料一覧にございますように、きょうは資料1から資料6まででございます。欠落がございましたら事務局までお申し出ください。よろしゅうございましょうか。

委員の異動報告

【事務局】

先月開催いたしました第9回分科会以降、委員の異動がございましたので御案内申し上げます。

去る2月4日付で、○○委員が社会资本整備審議会委員に就任され、建築分科会所属になりました。

また、○○専門委員が、3月11日付で臨時委員に就任されました。

その結果、資料1にありますとおり、当分科会所属の委員等は2名増の20名になったということで御報告をさせていただきます。

新たに就任された委員でございますけども、〇〇委員につきましては、本日まだいらっしゃってないんですが、おいでになる予定でございます。

〇〇委員につきましては御欠席でございます。

なお、委員等の部会所属は、社会資本整備審議会令第7条第3項の規定により、分科会長が指名することになっております。

あからじめ分科会長の指名をいただいておりまして、〇〇臨時委員にはこれまでどおり、官公庁施設部会に所属していただくことを御報告申し上げます。

定足数の確認

【事務局】

これより議事に入るわけでございますが、本日御出席の委員の皆様方、現在11名でございまして、建築分科会委員総数20名の3分の1以上に達しておりますので、社会資本整備審議会令第9条により、本分科会が成立しておりますことを報告いたします。

それでは〇〇委員、よろしくお願ひいたします。

【委員】

おはようございます。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、社会資本整備審議会建築分科会を開催させていただきます。お手元の議事次第に従いまして進行したいと思います。

日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の変更に係る議決

【委員】

議題2「日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の変更に係る議決」についてであります。本件は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」、いわゆる品確法の第3条4項に規定がございまして、この基準を変更する場合には、社会資本整備審議会の議決を経なければならぬことになっております。

資料2-1をごらんいただきますと、このたび国土交通大臣より、当該変更にかかるる

議決が求められております。社会資本整備審議会会長から、その議決についてはこの建築分科会に付託されておりますので、これから審議を進めたいということでございます。

資料はただいま説明いたしましたように、お手元に既に配られておりますので、その内容について、まず事務局の方から説明をしてください。

【事務局】

御説明申し上げます。

まず、お手元の資料2-2をごらんいただきたいと思います。室内空気中の化学物質の濃度測定対象物質からのアセトアルデヒドを除外する件に関する、日本住宅性能表示基準の変更案の概要でございます。

なお、以下概要の内容は前回第9回分科会におきまして、パブリックコメント実施に先立ち御報告させていただいたものと同内容でございますので、よろしくお願ひいたします。

では、資料に沿って御説明申し上げます。

住宅性能表示制度におきましては、制度創設当初よりホルムアルデヒド対策等級を設けておりましたが、それに加え平成13年8月より、建物竣工後に室内空気中の化学物質の濃度を測定し、その結果を測定条件とともに住宅性能評価書において表示する措置を講じてまいりました。

その測定対象物質は、参考に書いてございますように、ホルムアルデヒドからアセトアルデヒドまでの6物質でございます。アセトアルデヒドは、昨年15年4月に追加したものでございます。

これにかかわります周辺状況でございますが、WHOで定められていたアセトアルデヒドの指針値に誤りがあり、次のとおり訂正の動きがあるということが、関係省庁よりの情報、あるいは一部マスコミでも報道されておるところですが、明らかになりました。

具体的には、WHOではアセトアルデヒドにつきまして $50\mu g/m^3$ 、ppmに換算しますと 0.03ppm でございますが、これが誤りであり、 $300\mu g/m^3$ 、ppmに換算しますと 0.17ppm が正したかったと。その修正に向けて、これから手続を進めるという内容でございました。

こうした動きがある中で、我が国の指針値を所管しております厚生労働省におきましても、指針値策定から既に2年以上が経過し、この間、各種知見が蓄積されたこと等を踏まえまして、アセトアルデヒド指針値の再検討の準備に着手したところでございます。今月中にも、そのための検討委員会をスタートさせると聞いております。

厚生労働省の指針値は $48 \mu g$ で、WHOと算出方法は異なりますが、極めて近似した数値になっております。

こうした周辺状況の中で、住宅性能表示制度におきますアセトアルデヒドの取り扱いについてでございますが、現行の表示を続けますと、消費者、生産者等に混乱が生じるおそれがあると考えております。

ちなみに、参考のところに表がございますが、これは室内濃度につきましての平成14年度の実態調査の結果を載せてございます。ホルムアルデヒド、トルエン、アセトアルデヒドについて載せてございますが、アセトアルデヒドのところをごらんいただきますと、日本の現在の指針値でございます 0.03 ppm を超過する住宅は 9.2% という結果が、出ております。

これをWHOが、これから修正するであろう 0.17 ppm で比較いたしますと、超過しているものがないという実態にございます。

このような結果からも、指針値の取り扱いによってはかなり課題状況が異なることがおわかりいただけると思います。

こうした状況から、一番最後に書いてございますように、「アセトアルデヒドの指針値の見直し等に起因する住宅市場の混乱の発生等を防止するため、住宅性能表示制度における化学物質濃度の測定対象物質からアセトアルデヒドを、当面除外したい」とするものでございます。

次の資料2-3をごらんをいただきたいと思います。品格法第3条に基づき定めておりまます、日本住宅性能表示基準（変更案）でございます。この基準は、住宅性能に関し表示すべき事項及びその表示の方法の基準として定められておりますが、赤印で書いてございますように、測定対象となります「特定測定物質」と定義しておりますところにアセトアルデヒドの記載がございますので、これを削除しようというものでございます。

続きまして、資料2-4をごらんいただきたいと思います。これは2枚紙でございます。日本住宅性能表示基準に従って表示すべき評価方法の基準として定められております、評価方法基準（変更案）でございます。これにつきましても赤印で書いてございますように、アセトアルデヒドの名称が載ってございますので、これを削除しようというものでございます。

続きまして、資料2-5をごらんいただきたいと思います。資料2-5は、先月2月3日から3月3日までの間、国土交通省のホームページでこの案件にかかわりますパブリ

ックコメントを実施した結果の御報告でございます。

寄せられた意見の総数は49件でございました。49件の内訳は、資料2-5の1ページ目の下段にございますように、変更案に賛成が43件、変更案に反対が5件、その他1件。その他は、住宅性能表示制度に無関係な内容の御意見でございました。

1枚おめくりいただきました別紙1は、ただいまの、他の1件を除きます48件にかかわります、主な意見の内容の御紹介をさせていただいております。

まず、変更案に賛成する意見43件の理由としてはおおむね、以下の3点に集約されております。

まず1点目は、「アセトアルデヒドは天然の木材や木質建材以外にも飲酒、喫煙などにより発散されており、アセトアルデヒドの発生メカニズムが明確でなく、住宅を起因として発散される化学物質であるとは限らないため。あるいは、そういう自然由来の物質であるため」というものです。

2点目は、「アセトアルデヒドの人体への健康影響については、まだ解明されていないため」というものです。

3点目は、「アセトアルデヒドに関する厚生労働省の指針値に見直しの動きがあり、住宅市場の混乱を避けるため」というものでございます。

これらはいずれも、私どもの原案に賛成ということでございますが、アセトアルデヒドが天然木材や人の喫煙等によっても発生するという御指摘が多くありました。これにつきましては、指針値自体が厚生労働省が主管されているところでございますが、国土交通省といたしましても、これらの関係省庁とも連携を図り、各種の調査、実態把握等をさらに進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、変更案に反対する5件につきまして、下段の方で御紹介をさせていただいております。変更案は5件でございますが、以下、その5件それぞれの概要を1件ずつまとめてさせていただいております。

まず1点目は、「ハウスメーカー・工務店が低い濃度になるよう努力を始めたばかりであり、ここで指針値を甘くすると、手が抜かれるようになってしまう。将来に向けても厳しい基準があることが、技術革新等を進める」と。

これは規制が緩和されること、あるいは指針値自体を性能表示制度で修正するという誤解が若干あるようでございます。

それから、意見の2点目でございます。「基準から外れれば、抜け道になる可能性もある。

安全性が確保されるとは言いがたい。平成15年に追加したばかりの基準であり、安全が確保されるような基準とすることが今後とも必要である」という意見でございます。

これも1点目の御意見と同様の趣旨であると思われます。

次に、3点目でございます。「現状の住宅性能表示において空気環境の測定は測定値を表示するものであること、また、指針値が廃止されるものではないと考えられるので、当面の間除外すること自体が、除外・再開後の混乱を招くおそれがある。あるいは、他の物質の取り扱いにも影響するおそれがある」というものでございます。

続きまして4点目でございますが、「ホルムアルデヒドの代替物質としてアセトアルデヒドが使用される可能性があること。また、アセトアルデヒドの実態を把握するためにも、性能表示制度の対象として引き続き入れておくことが望ましい」とするものでございます。

続きまして5点目、「今の規制で問題がないため、排除する必要はなく、現場では「混乱」は起こっていない。シックハウスは人によって反応が違う。また、各建材メーカーは別の化学物質を使うおそれもあるので、規制を継続しておくことが最善である」。これも若干、規制が緩和されるという観点からの意見でございます。

これらの5点の意見は、今御紹介いたしましたように、規制が必要であることから削除することに反対であるという意見と思われますが、指針値自体は厚生労働省が主管されているところであり、住宅性能表示制度におきましては、その指針値等取り扱いをめぐる混乱等が市場に波及しないようにということから、今回削除するものでございますので、規制の対象ではございませんという御回答をいたしたいと思っております。

それから、アセトアルデヒドがホルムアルデヒドの代替物質として使われる可能性があるという御指摘につきましては、アセトアルデヒドはその化学反応の特性から、いわゆる接着能力がないと言われておりますが、現在、アセトアルデヒドが接着剤等に使われている事例はないと聞いておりますが、そうした化学物質の特性上、今後も使われることはないだらうと聞いているところでございます。

それから、アセトアルデヒドも実態把握を続けるためにも性能表示の対象とすべきであるという御意見につきましては、さきの説明でも実態調査をしている旨を御説明いたしましたが、国土交通省といたしましては、実態調査の対象としてアセトアルデヒドを引き続き、調査を継続したいと思っておるところでございます。

以上のとおりでございますので、原案のとおり、住宅性能表示制度の基準の変更をいたしたいと考えておりますので、よろしく御議決賜りますようお願い申し上げる次第でござ

います。

なお、その次のページから、48件すべての御意見の紹介と、ただいま口頭で申し上げました、私どもの対応する回答内容を表示させていただいておりますが、資料大部にわたりますので、ただいまの御説明にかえさせていただき、一つ一つの御紹介は省略をさせていただきたいと思います。

以上で、事務局からの御説明を終わらせていただきます。

【委員】

ありがとうございます。

それでは、只今説明がございました、日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の変更につきまして、御意見賜りたいと思います。いかがでございましょうか。

内容は簡単でございますが、もし御意見ございましたらお願ひしたいと思います。

よろしゅうございますか。

それでは形式的になりますが、国土交通大臣から、まず2-1という資料で、住宅性能表示基準及び評価方法基準の変更がございまして、我々に審議が命ぜられました。これにつきまして、原案のとおり建築分科会として議決してよろしゅうございますでしょうか、お伺いいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

【委員】

ありがとうございます。

御異議ないようでございますので、決定させていただきます。

ただいま議決していただきました件につきましては、一番最初に申し上げましたように、当分科会の結論をもって、社会资本整備審議会の議決をすることが適当という旨、会長の御了解をあらかじめ得ておりますので、資料2-6でございますが、整備審議会会長から国土交通大臣あてでございますが、このような報告をすることによりまして、社会资本整備審議会の議決とさせていただきたいと思います。

それから本日、〇〇国土交通副大臣においでをいただいて、この議決書をお渡しする予定でございましたけど、所用のため本日御欠席でございますので、かわりましてこの席で、〇〇に議決書をお渡しいたしたいと思います。

読み上げは省略します。よろしくお願ひいたします。

【事務局】

どうもありがとうございます。

〔議決書手交〕

事務局あいさつ

【委員】

ここで、〇〇からごあいさつをいただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

【事務局】

〇〇でございます。ごあいさつを申し上げます。

分科会長初め委員の皆様方におかれましては、平素より国土交通行政の推進に多大な御理解、あるいは御協力を賜っております。深く感謝を申し上げたいと思います。

現在、我が国におきましては、ライフスタイルの多様化、あるいは環境問題等、多々課題がございますが、こうした社会の大きな構造変化が進む中、建築物についても、安全あるいは快適でゆとりある生活環境の形成に寄与するための対策を実施していくことが必要と考えております。

特に、シックハウス問題につきましては、国民の身近な環境問題に关心が高まっております。政府としても、これは重要な課題と認識しております。

国土交通省では、住宅性能表示制度におきまして、先ほど説明をさせていただきましたが、室内空気環境に関する表示を対策に加えてきたところでございます。また、昨年7月には建築基準法の改正が施行されまして、ホルムアルデヒドを発散する建材の制限という、実際の規制が始まっております。

今回、アセトアルデヒドに関しましては、室内濃度指針値の見直しの動きがございます。先ほど御議論いただいたとおりでございます。住宅性能表示制度を厳格かつ適正に運用する観点から、アセトアルデヒドにつきましては、その性能表示制度におきます濃度測定対象物質から当面除外することになりましたが、今後とも関係省庁と連携を図り、化学物質濃度の実態調査、あるいは発生源、発散量等につきまして、調査研究を進めてまいる所存でございます。

委員の皆様におかれましては、引き続き国土交通行政に対しまして御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが私のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

【委員】

どうもありがとうございました。

部会の廃止について

【委員】

それでは、次に議題4に移ります。「部会の廃止について」でございますが、社会資本整備審議会令第7条1項の規定によりますと、分科会による部会の設置などは、当分科会の議決ということになっております。

そこで、部会の廃止についてお諮りいたします。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

お手元にお配りしております資料3、部会の廃止について（案）をごらんいただきたいと思います。

現在3つの部会が設置されておりますが、このうち「既存建築物制度部会」につきましては、これまで諮問事項に応じまして調査審議を行ってまいりましたが、去る2月2日の答申をもって審議が終了いたしました。そこで、この際、廃止することといたしたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

【委員】

ただいま説明がございました部会の廃止については、いかがでございましょうか。御意見がございましたらお伺いしたいと思います。

よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【委員】

それでは、既存建築物制度部会は廃止ということにさせていただきます。ありがとうございました。

報告事項

【委員】

次は議題5「報告事項」でございます。

お手元に資料4、5、6の3つございますので、続けて事務局から報告事項として御説明いただき、御質問等ありましたら、まとめて後でいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【事務局】

報告に入ります前に、ただいま〇〇委員が御到着でございますので御紹介をさせていただきたいと思います。

〇〇委員でございます。

【委員】

〇〇でございます。おくれて申しわけございませんでした。

【委員】

よろしくお願ひいたします。

【事務局】

それでは、資料に基づきまして御報告をさせていただきたいと思います。

まず資料4でございますが、建築基準法等の一部改正でございます。これにつきましては、去る2月2日に答申をいただきまして、それをもとに法案の作成作業に入りまして、3月2日に閣議決定をしたものでございます。

タイトルが長くて恐縮でございますけども、

保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案」となっております。

目的といたしましては、地震あるいは火災等に強いストックを再生し、あるいは密集市街地の改善促進によって、安全で安心できるまちづくりを促進するということで、建築基準法のほかに、後ほど御説明いたしますが、都市計画法等の改正も盛り込んだ法律案となっております。

まず、建築物の安全性の確保でございますが、建築基準法等の一部改正となっております。これ等につきましては、官公庁施設の建設等に関する法律、いわゆる營繕の方で主管しております法律についても関連をして、一部改正を行っております。

まず、①の建築物に係る報告・検査制度の充実及び強化でございますが、御答申にもいただきましたように、定期報告がなされない場合の立入検査などといった制度の強化、あるいは調査資格者からの報告聴取、あるいはこういった制度の実施状況についての情報開示といったものを盛り込んでございます。

次に、②の危険な既存不適格建築物に対する是正勧告でございます。これは答申でいた

だいたものを法案として入れております。

③の既存不適格建築物に関する規制の合理化でございますが、答申でいただきましたように、この点にございますような全体計画をもとに、段階的な改修をするという考え方を盛り込む。そのほか、部分的に適用が可能といったものに対しては、その適用について、例えばエキスパンションなどで分割されたものについては、その部分だけの適用という考え方を新たに盛り込んでおります。

さらに、答申でいただきましたように、過渡適用に係る緩和措置を追加するということで、既存木造住宅向けの基礎の改修基準の整備をするとともに、このほかに大規模修繕、模様替え等の場合の集団規定についての過渡適用の緩和といったものを、法案としては盛り込んでおります。

さらに、罰則の強化ということで、生命にかかわるような重大な違反といった場合では正命令に従わない場合についての法人課税重課ということで、1億円といったところまでの引き上げを、法案として盛り込んでおります。

2番目の災害に強いまちづくりの促進、これは都市計画法等の一部改正でございます。この「等」につきましては、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律、いわゆる密集法の一部の改正も含んでございます。

内容といたしましては、防災空間等の確保を推進するために、特例容積率適用区域制度を一般化いたしまして活用する。さらに、この点にございますような、いわば2つの敷地の中で容積移転が可能になるように、これは都市計画の手続によらずに、一団地の認定制度、これは建築基準法の中でございますけども、という形で容積の移転ができるような措置を法案として盛り込んでございます。

なお、その内容につきまして、次のページの部分については、法律の改正事項についての項目でございます。

また、法案につきましては、お手元に要綱、あるいは条文、それから新旧の対照条文という形で配付させていただいております。

資料4については以上でございます。

続きまして資料5に基づきまして、環境部会の設置について御説明をさせていただきます。

去る3月11日の社会資本整備審議会総会におきまして、環境部会の設置が決定をいたしました。第1回の会合は昨日、3月15日に開かれておりまして、部会長には村上委員が就

任をされております。

この部会につきましては、次のページをお開きいただきたいのでございますが、検討事項といたしましては、「2004 年に政府の「地球温暖化対策推進大綱」の評価・見直しが行われることを勧めいたしまして、社会資本整備分野での地球温暖化対策についての検討を行う」ということが、部会の審議事項としております。

なお、部会の位置づけでございますけども、一番最後のページをごらんいただきたいと思いますが、組織図といたしましては、審議会に直接所属をする部会という位置づけでございます。現在これだけ分科会等ございまして、そこに新しく環境部会という形で加わったということでございます。

環境部会の設置につきましては以上でございます。

【事務局】

続きまして資料 6 に基づきまして、官庁施設のストックの有効活用施策の展開について、報告申し上げます。

最初に、背景・目的が書いてあります、2年前に審議会答申をいただきまして、その後具体化に向けて検討してまいりました。

昨年 8 月には途中経過を報告いたしましたが、本日は、16 年度に行います予定の内容について、報告申し上げます。

2 の主な施策の内容をごらんいただきたいと思います。1 番目としまして、「保全に関する技術的基準」の体系的整理に關しまして、先ほどの建築基準法の関連改正で、官公庁施設の建設等に関する法律も改正いたしますが、この内容では、国の施設の点検について対象範囲を広げる予定にしております。

改正された後は、その点検を的確かつ効率的に実施する必要がございますので、16 年度に保全の基準の設定、さらに点検マニュアル等の整備を予定しております。

またあわせまして、保全業務の共通仕様書、積算基準等の関連基準についても充実を図る予定しております。

(2) の、保全に対する支援の充実として、保全情報のデータベース化やベンチマーク等、施設管理者への支援を行うことを目的として、国の機関の建築物に關しましての保全業務支援システムを構築する予定でございます。

また、支援の充実のもう 1 つの施策として、運用段階における機能発揮の効率化の手法を、○○先生に御指導いただいて検討しておりますけれども、これの具体的な手法、ガ

イドライン、マニュアル等を整備する予定でございます。

この2つに関しましては、ポンチ絵として後ろに2枚絵をつけてございますので、御参考に見ていただければ幸いです。1枚目が支援システムについて、最後の紙が、機能発揮の効率化の手法の現在の検討内容でございます。

(3) として、保全と施設整備との連携強化を図ることに関する件では、施設ごとの使用条件を着実に伝達するということで施設使用条件書を定めておりますが、これの的確な運用を図ることいたしております。

以上、施策の現在の展開について報告申し上げました。

【委員】

ありがとうございました。

ただいま3件、事務局から報告がございましたが、何か御質問等ございましょうか。

1番目は先ほどの、廃止いたしました部会で議論したものでございます。

2つ目の環境部会は全体の部会でございまして、大変大きな問題です。6人の委員のうち3人、この分科会から出ているんですね。ぜひこの建築分科会に所属の4人の先生方、○○、○○、○○の本委員の先生と、臨時委員が○○先生ですね、先生方を通じて、建築の環境問題を部会に上げていただければよろしいかと思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

よろしゅうございますでしょうか。

以上で予定議題が終わりましたので、事務局、これで終わりにしてよろしゅうございますか。

【事務局】

はい。

【委員】

本日の会議、これで終わりにさせていただきます。お忙しい中、貴重な時間を賜りました。ありがとうございました。

閉 会